

違法伐採対策に求められる日本の役割

国際環境NGO FoE Japan
地球・人間環境フォーラム

2015年8月28日
《院内セミナー》世界の違法伐採対策と日本の取組

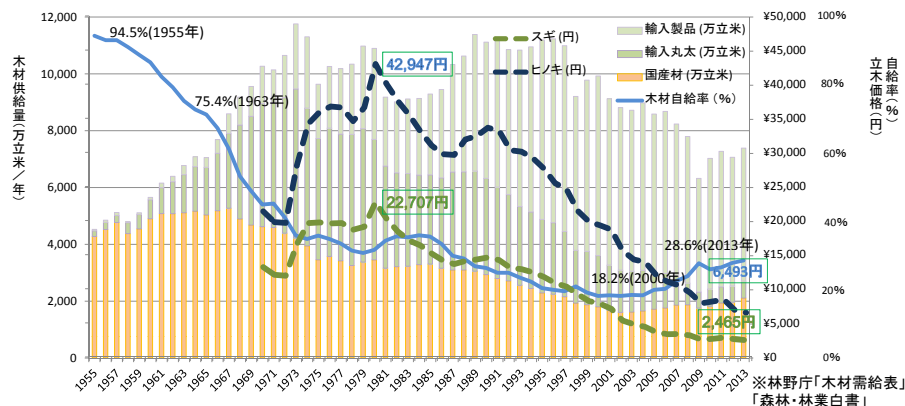
目次

1. 違法伐採～日本への影響
2. 違法伐採～世界への影響
3. 違法伐採のリスク～マレーシア・サラワク州の場合
4. 違法伐採のリスク～中国・ロシアの場合
5. 諸外国と我が国における違法伐採対策の比較
6. 日本の合法木材制度の問題点
7. 違法リスクが高い木材製品の日本市場への流入
8. 我が国において必要な違法伐採対策(案)
9. 違法伐採対策の導入に向けた主な課題
10. 違法伐採対策の導入により期待される効果
11. なぜ、今、対策を行う必要があるのか

1. 違法伐採～日本への影響

- 国内林業産出額の恒常的な減少(過去35年間で30%減少)と木材価格の下落が続き、間伐や森林整備が遅れ森林の荒廃や多面的機能の低下
- 安価な違法伐採木材の輸入が認められているため、不正価格競争により日本の森林・林業に悪影響を与えている

木材供給量・木材自給率と立木価格の推移※



※林野庁「木材需給表」「森林・林業白書」

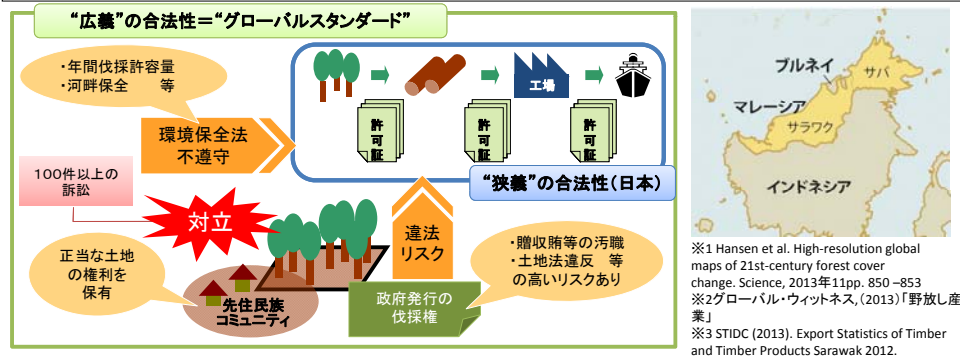
2. 違法伐採～世界への影響

- 違法伐採が問題となっているのは、東南アジア(インドネシア、マレーシア、ラオス、ミャンマー)など)、ロシア、アフリカ、中南米など
- 環境的に貴重な森林の破壊(2000年～2012年の間に、日本の国土の6倍にも当たる230万平方キロメートルもの森林が地球上から消失)※1
- 森林減少は生物多様性の損失につながり、温暖化の原因(温室効果ガス排出原因の約20%)
- 森林に頼って生きる先住民を含む人々の生活や文化を破壊
- 汚職行為の増長と持続可能な発展の阻害
 - ✓ サラワク州の林業部門および土地開発部門では汚職、贈収賄、脱税、違法伐採などの犯罪活動が広範囲に蔓延しているとの指摘※2
- 国々は100億米ドルの収入を失う一方、国際犯罪ネットワークは違法木材から300億米ドルもの資金を入手(アジア・太平洋地域の犯罪組織にとっては、違法伐採木材取引は2番目に大きな収入源)※3

※1 Global Forest Watch <http://www.globalforestwatch.org/>
 ※2 グローバル・ウィットネス、(2013)「野放し産業」
 ※3 国際刑事警察機構、国連薬物・犯罪事務所

3. 違法伐採のリスク～マレーシア・サラワク州の場合

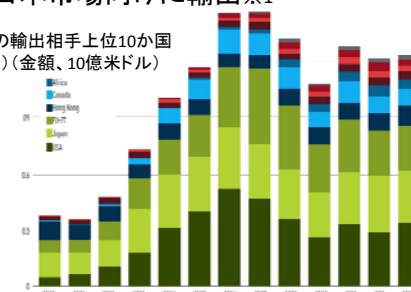
- 森林減少のスピードが世界でも最も速い地域※1
残された原生林は元のわずから5パーセント未満※2
- 木材セクターでの深刻な汚職の報告多数、反汚職委員会が調査を実施中
- 政府の伐採権などの発行を巡り、土地の利用権を争う訴訟が100件以上
- 汚職とも関連し、国立公園内の伐採の監視など法律・規則の遵守が担保されない
- 日本は過去20年間、サラワク州の木材の最大の輸出先。
サラワク州からの合板輸出の約半分は日本へ※3



4. 違法伐採のリスク～中国・ロシアの場合

- ロシア発中国経由で日本市場に
 - ✓ 中国から日本に輸入された木材製品は過去10年間で3倍に増加
 - ✓ 中国から日本に輸入された木製家具やフローリングのほとんどがロシアで違法伐採された木材から製造されている
- ロシアの林業関連会社の企業や工場の多くが中国人所有または投資
- 木材製品の90%以上を日本向けに輸出する中国の業者は、ロシアから調達したアカマツについて違法だと知りながら日本市場向けに輸出※1
- ロシア東部で伐採される丸太の少なくとも50%が違法伐採と推定※2
 - ✓ 伐採割当量を超える伐採
 - ✓ 許可された伐採地の外での伐採
 - ✓ 伐採許可証のロンダリング・偽造

中国の輸出相手上位10か国 (木材) (金額、10億米ドル)



※1,2 EIA (2014)「門戸開放：ロシア産違法材の輸入を防ぐことのできない日本の失敗」

5. 諸外国と我が国における違法伐採対策の比較①

- 諸外国(米国、EUおよび豪州)は違法伐採木材の取引禁止を法制化。
- 日本の対策では、①政府調達のみを法律で規制、民間事業者は努力義務、②念入りな確認(デュー・デリジェンス)が義務付けられていない、③罰則がない。
- 韓国とインドネシアも同様に、違法伐採を取り締まる法律が成立。

	米国 (レイシー法)	EU (EU木材規則)	豪州 (違法伐採禁止法)	日本 (グリーン購入法)
対策の施行年	2008年	2013年	2014年	2006年
規制の対象者 ① 民間も対象	木材の輸出入、売買、取引を行う全ての者	EU市場に木材を最初に出荷する者	豪州への木材の輸入業者、国内で生産された丸太の加工業者	木材を調達する国・独法のみ(民間事業者は自主的な取組を推進)
違法性(違法伐採)の定義 広範な適用範囲	連邦法、州法、外国法に違反して採取、保有、移動又は販売された木材	木材が伐採された生産国の法令に反して伐採された木材(関連法令として伐採に関する法律、租税法、環境法等を規定)	木材が伐採された生産国の法令に反して伐採された木材	原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に反して伐採された木材

5. 諸外国と我が国における違法伐採対策の比較②

	米国 (レイシー法)	EU (木材規制)	豪州 (違法伐採禁止法)	日本 (グリーン購入法)
禁止事項	連邦法、州法、外国法等に違反して採取、保有、移動又は販売された木材の輸入、運搬、売買、取引	違法伐採された木材およびその加工品のEU市場への出荷	違法伐採された木材およびその加工品の輸入、違法伐採された豪州産木材の加工	(環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成し、公表することが義務づけられている)
事業者による合法性の念入りな確認(デュー・デリジェンス)-② 義務行為	十分な注意義務(Due Care)を果たすこと	情報の収集(法律の順守状況の調査等)、違法性のリスク評価、リスク低減措置(第三者証明等)	情報の収集(法律の順守状況の調査等)、違法性のリスク評価、リスク低減措置等	林野庁ガイドラインにて3種類の方法を例示: 森林認証の取得、業界団体の自主的規範に基づく事業者認定、個別企業による自主的な証明
罰則-③ 罰則あり	違反の内容により、最大懲役5年未満、罰金50万米ドル以下	EU加盟国が個々に定める(抑止力をもつものでなければならない)	違反の内容により、最大懲役5年未満、罰金42.5万豪ドル以下	無

6. 日本の合法木材制度の問題点

- 日本が他国に先駆け2006年に導入したグリーン購入法を活用した木材・木材製品の合法性確認制度は、他の先進国と比べて**対象範囲が狭く、強制力の伴わない、実効性に欠ける**制度といえる
 - ①政府調達のみを対象とし、木材消費の9割以上を占める民間事業者は努力義務対象にとどまる
 - ②不遵守に対する罰則規定がないため、合法性確認は実際には行われていない場合がある(アンケート調査の結果、回答した国等機関の4分の1が合法性確認を行っていない、確認している機関も確認方法を把握していないと回答※)
 - ③合法性の確認方法の規定が不明確で、輸入者によるリスクアセスメントを含む**念入りな確認(デュー・デリジェンス)**を義務付けていないため、違法リスクの高い木材を排除できない
 - ④合法性の定義や対象となる法令の**範囲が不明瞭**であるため、幅広い分野で問題となっている違法伐採全体をとらえることができない

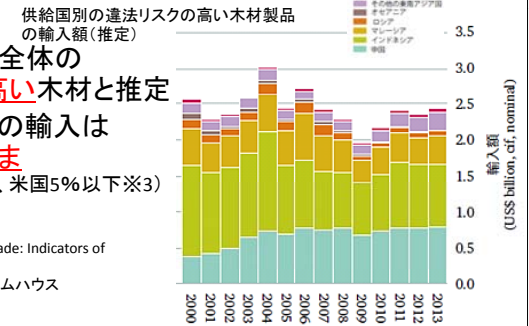
※地球・人間環境フォーラム等が実施した「木材・木材製品の調達にあたっての合法性の確認に関するアンケート」結果(2014年5月発表)より

7. 違法リスクが高い木材製品の日本市場への流入

- 主要な木材消費国5カ国を対象とした調査で日本の評価は**最低(2008年)**※1
 - ✓日本の木材製品の総輸入量の約9%が違法
 - ✓日本における違法リスクの高い木材製品の一人当たりの消費量は、他の消費国4か国を上回る
 - ✓違法伐採問題の解決のために取った法的措置に関するスコアでは、日本は4か国中最低

- 2013年の調査では※2

- ✓日本の輸入木材セクター製品全体の**12パーセントが違法リスクが高い**木材と推定
- ✓日本の違法リスクの高い木材の輸入は**他の消費国より顕著に高いまま**(英国3%、オランダ2%、フランス3%以下、米国5%以下※3)

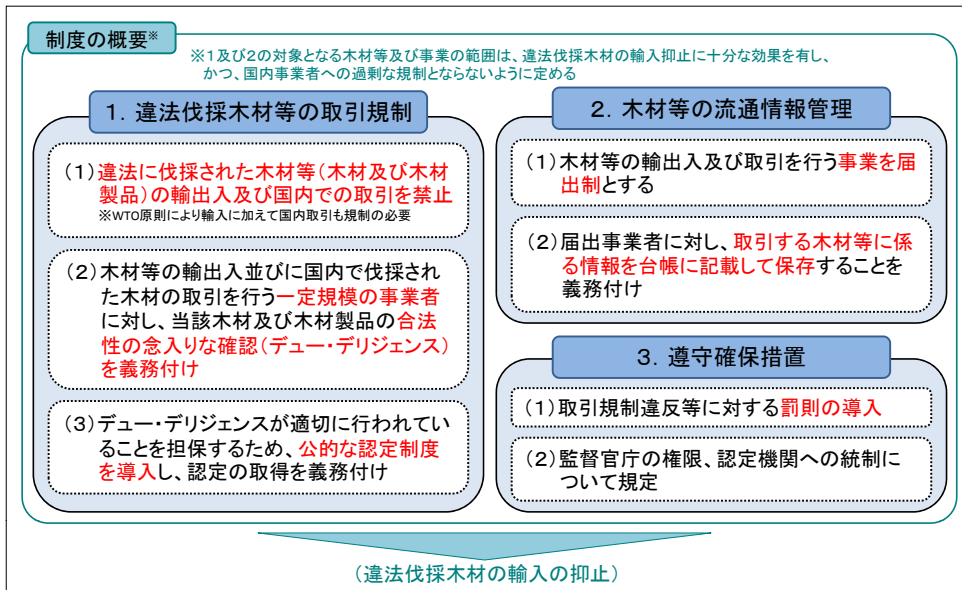


※1 Lawson, S. and MacFaul, L. (2010), Illegal Logging and Related Trade: Indicators of the Global Response. Chatham House.

※2 杉井まり(2014年)「違法木材の取引: 日本における取組」チャタムハウス

※3 Chatham House (2014) Trade in Illegal Timber in UKなど各国版

8. 我が国において必要な違法伐採対策(案)

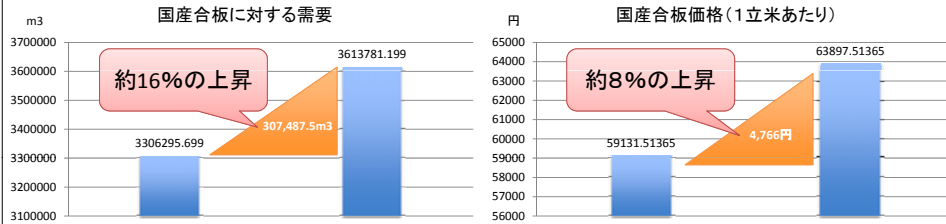


9. 違法伐採対策の導入に向けた懸案事項

- 木材・木材製品の事業者による合法性の確認のコスト
(WTOの内外無差別の原則のため国産材に対しても外国産材木材と同様の規制を適用する必要あり)
 - ✓違法性リスクの高さと確認コストは比例。リスクの高いところからの購入はコスト負担が大きくなり、違法木材の輸入が回避されやすくなる
 - ✓**国産材は違法性リスクが低く**、合法性の確認コストは少ないと考えられる
 - ✓木材・木材製品の合法性に関する判断材料を、国又は公的な団体が提供するなどの支援等で、**事業者の負担を軽減**することが重要
- 罪刑法定主義との関係
 - ✓日本では、外国のどの法令に反して伐採・取引された木材・木材製品の輸入を行うことが違法行為となるのかを法律で明記せずに、罰則を科すのは困難
 - ✓我が国の法体系にあった制度を策定するための**工夫が必要**
(例えば、木材の輸入量の多い特定の国について、遵守すべき法令のリストを法律に基づく大臣の告示で定めて毎年更新する方法などが考えられる)

10. 違法伐採対策の導入により期待される効果

- マレーシア産合板のうち、違法なもの(20%)の輸入を規制した場合、(他国産への代替を考慮しても)国産合板の需要が約16%上昇と試算※1



- 米国では、改正レイシー法の導入により、
 - 違法伐採が疑われている諸国からの木材(製材)の価格が4割上昇し、輸入量は8割減少するなど、違法伐採材の取引が減少する効果があったとの分析※2

※1 島本美保子(法政大学社会学部教授)、林経協季報袖径No.32(2014年3月)[2010年合板輸送量に基づく]

※2 米国森林局の経済学者Jeff Prestemon氏による調査

Jeffrey P. Prestemon, The impacts of the Lacey Act Amendment of 2008 on U.S. hardwood lumber and hardwood plywood imports, Forest Policy and Economics 50 (2015) 31-44, http://www.srs.fs.usda.gov/pubs/ja/2014/ja_2014_prestemon_002.pdf?

11. なぜ、今、対策を行う必要があるのか

- 違法伐採木材の輸入禁止により、国産材への需要増加による地域の森林資源の活用を図り、雇用の増加や国内林業の再生を通じた地域活性化を実現することが急務
- G8でコミットメントをしているにもかかわらず、日本が違法伐採に対して明確な姿勢を見せず、対策に後れをとっているという指摘・批判あり
 - 規制を導入した国に輸出できない違法伐採のリスクの高い木材・製品が日本市場に振り向けられている
 - 規制を導入した欧米等の違法伐採対策の効果を抑制
- 2020年の東京オリンピックに向けて先進国としての責任を果たす必要(ロンドンオリンピックでは合法性のみならず持続可能性が第三者によって確認された認証材を95~100%使用、リオでも同様の方針※1)
- 止まらない世界の森林減少のスピード:追加の対策がとられず現状維持でいくと、2030年までに180万ヘクタール(日本の国土の約4.7倍)が失われると予測※2

※1 FSCジャパン事務局作成資料「オリンピックにおけるサステナビリティサプライチェーン FSC認証木材・認証紙の利用事例」

※2 WWF(2015) Living Forests Report: Saving Forests at Risk